

令和6年度版 自治会ハンドブック

市民憲章

わたくしたちは、自然の恵み豊かな伝統ある吉川市民であることに誇りと責任をもち、より明るく住みよい郷土の建設をめざし、全市民の願いをこめたこの憲章を守り、心あわせて平和なまちを築きましょう。

- 1 自然を愛し緑豊かな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を高め心豊かな文化のまちをつくりましょう
- 1 おもいやりにあふれた明るい福祉のまちをつくりましょう
- 1 働くよろこびに満ちた豊かなまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り明るく住みよいまちをつくりましょう

吉 川 市



目 次

I	自治会とは	1
	自治会活動	1
	自治会の運営・組織	1
	吉川市自治連合会	2
	加入促進の取り組み	2
	自治連合会名簿	3
	自治会活動中の補償制度	4
II	市からの補助金	
	地域自治振興交付金	6
	自治会活動補助金	7
	集会施設補修等事業補助金	8
	コミュニティ助成（宝くじ助成）事業補助金	9
	コミュニティ活動推進事業助成金	10
	その他 自治会支援	11
III	市役所	
	担当課・業務	12
	市役所マップ	14
IV	自治会の法人化	16
	年間スケジュール	17



I 自治会とは

自治会(町内会、町会)とは、地域の問題を地域で解決するための、地域住民による自主的な組織です。地域の縁で結びつくため、「地縁団体」と呼ばれます。

自治会活動

「地域の特色に沿った活動」

- 地域環境保全…美化作業、資源回収、集会施設・コミュニティ掲示板の管理
- コミュニケーション…夏まつり、もちつき大会、新年会、市民体育祭
- 安心して住み続けられるまちづくり…防犯パトロール、防災訓練
- 地域と行政の架け橋…行政への要望書の提出

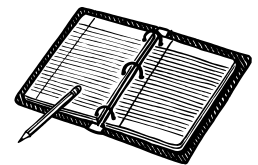
自治会の運営・組織

「地域のすべての人にわかりやすい運営」

1. 規約を備える

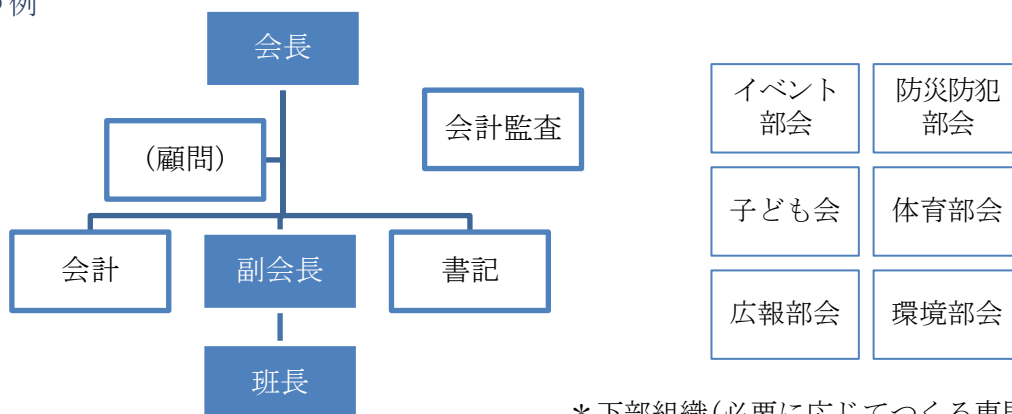
規約の内容

総則：目的、自治会名称、区域、事務所など
会員：会員のきまり、会費、入会、退会など
役員：役員の種類、職務、任期など
総会/役員会(会議)：総会、会議など
会計：予算、報告書など



*いつでも確認できるように、総会資料に添付するようにします。

2. 組織の例



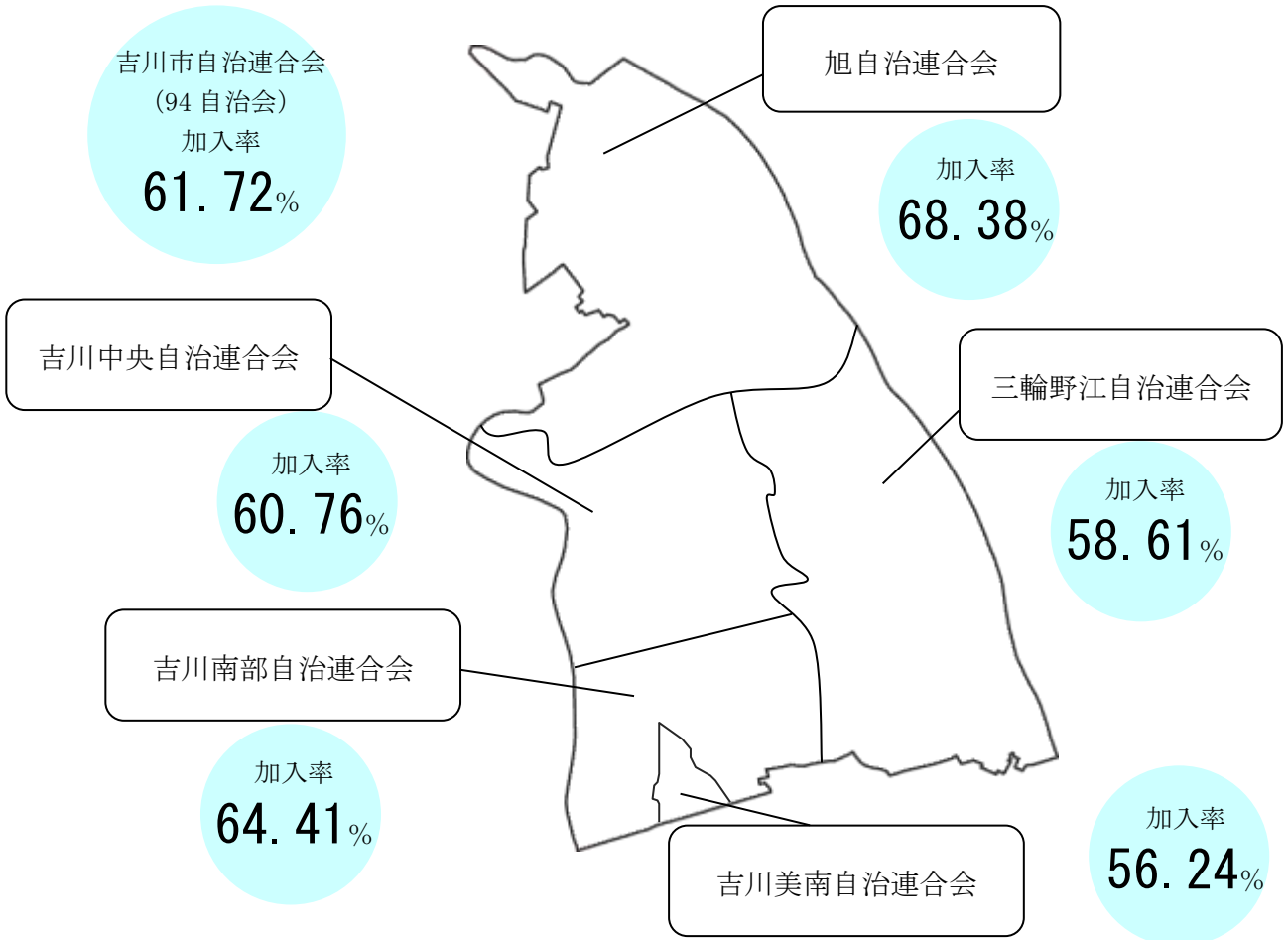
* 下部組織(必要に応じてつくる専門の部会)

3. 会員

その地域のすべての住民が会員になれば、会員数は生活の基となる「世帯」で数えます。加入・脱退は個人の自由で強制することはできません(2005年4月最高裁判所判決)が、住民同士の協力が住みよい地域づくりに欠かせないため、全世帯の加入が望まれます。

4. 役員

役員を選出方法は、選挙、輪番、推薦、抽選などの方法がありますが、いずれの方法においても、地域住民の合意によって選出します。



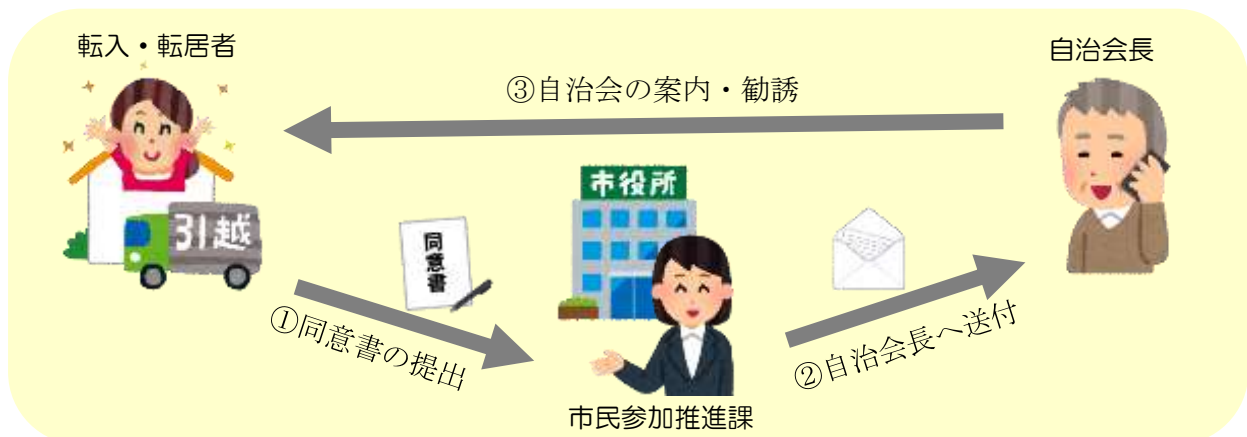
加入促進の取り組み

転入・転居者の情報提供サービス（平成22年3月1日～）

自治会をより身近に感じてもらえるよう、転入・転居者に「自治会加入促進チラシ」と、「(転入・転居者が)自身の個人情報を自治会に伝えることへの同意書」を配布しています。

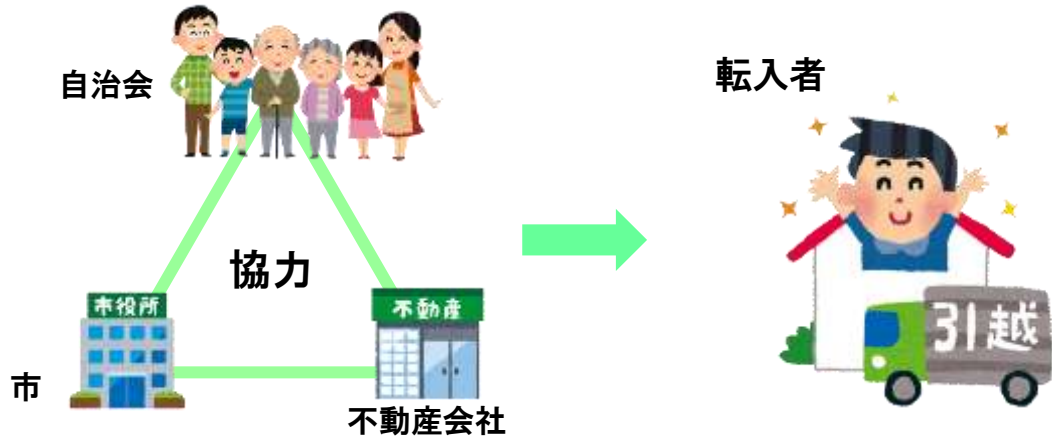
同意書が自治会長に届いたら、同意書に記載された転入・転居者へ自治会から連絡します。

※同意書は、入会への届出ではありません。入会手続きはそれぞれの自治会の方法で行ってください(同意書は、転入・転居者の方が「市が転入・転居者の個人情報を自治会へ提供すること」へ同意したものです)。※市役所から通知が届きましたら、なるべく早く転入・転居者へご連絡ください。



吉川市自治会等加入促進に関する協定（平成26年11月6日～）

転入・転居者と深い関わりを持つ「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部」並びに「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部越谷支部」と、吉川市自治連合会、吉川市が連携協力し、自治会への加入促進を図る「吉川市自治会等加入促進に関する協定」を締結しました。



この協定は、両協会が吉川市内に所在する会員を協力事業所とし、自治会や市が作成した加入促進啓発紙などを新規転入者や住宅購入者等へ配布を行うとともに、賃貸住宅等の管理・仲介の新規契約時に、自治会への加入促進の働きかけを行っていただくものです。

自治連合会名簿

自治連合会と市は、自治連合会名簿を作成し、自治連合会員である全94自治会長と市に配布します。この名簿に記載されている内容（氏名、住所、電話番号）は、吉川市個人情報保護条例に基づき、会長本人の同意をいただいた上で、下記の事項に該当する場合に情報提供を行います。

1. 市が実施するすべての事業で必要な場合

市関係 市長、教育委員会、行政委員会、議会事務局など

2. 外部へ提供する場合

次の場合で、市民参加推進課が必要と認めた場合

法人

- ①公益法人が社会貢献事業を実施する場合
- ②開発行為やマンションの建設業者等が入居予定者に代わり自治会と協議する必要がある場合
- ③工事施工業者が道路・ガス工事等について説明や調整をする場合
- ④独立行政法人による地域に関する事業を行う場合

団体

- ⑤自治会区域内の事業所が自治会を支援・協力する事業を実施する場合
- ⑥PTA、子ども会、長寿会などの活動

個人

- ⑦市内で活動するボランティア団体によるボランティア活動
- ⑧転入・転居者が自治会加入等について説明を受けたい場合 等

行政機関等

- ⑨市内の小中学校から地域に連絡や案内をする場合
- ⑩警察が行う事業について説明や調整をする場合

※自治会長の交代の際、新自治会長ご本人様にご記入した自治連合会名簿掲載届出書をすみやかに提出していただきますようお願いいたします。

自治会活動中の補償制度 [市民活動補償制度]

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるように、市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

自治会活動やボランティア活動など、自発的な公共性のある活動をしている最中にけがをしてしまった場合や、第三者にけがをさせ賠償責任を問われた場合の補償制度です。

※自治会は登録届の提出は必要ありません。青年会、子ども会等は届け出が必要です。

事故内容ごとに、補償対象案件かどうか判定されるため、対象とならない場合もあります。

1. 補償の対象者

市内に活動拠点を置き、公共的な活動で無報酬(交通費などの実費支給は除く)の市民活動を主な目的とする団体および個人

2. 補償の対象となる主な活動

継続的、計画的または臨時に行う公共性のある自発的な活動

※活動場所と住居との通常経路上の事故も対象となります。

市民活動の区分	具体例
1 地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、草刈、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動など
2 社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動、子育て支援活動など
3 社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、指導者等に限る。 (山岳登山等の危険度の高いスポーツは除く)
4 青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など

3. 補償の対象とならない主な活動

- ・政治、宗教又は営利を目的とする活動
- ・自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動(サークル活動など)
- ・職場や学校行事として行う活動
- ・危険度の高い活動(山岳登山(ピッケル等の道具を使用する登山)等の危険度の高いスポーツ、だんじり祭り等の危険度の高い祭り)
- ・スポーツ大会などへの参加者の事故(指導者等は除く)
- ・単なる観覧者又は物品購入目的の来場者、単なる聴講者 など



4. 補償の内容

■賠償責任補償

身体賠償	支払い限度額	1名につき	1億円
財物賠償		1事故につき	3億円
保管物賠償		1事故につき	1000万円
		1事故につき	500万円

■傷害補償（1名につき）

死亡補償		200万円
後遺障害補償	上限	200万円
入院補償	1日につき	3,000円
補償限度日数	事故発生日より180日までの入院日数	
通院補償	1日につき	2,000円
補償限度日数	事故発生日より180日までの間において、90日を限度とした通院日数	

5. 登録手続きについて

市民活動団体等登録届(様式第1号)を次のいずれかに直接ご提出ください。

○市役所2F 市民参加推進課窓口

○市民交流センターおあしす1F 市民活動サポートセンター

※随時受け付けます。補償は、登録届提出の翌日から対象となります。

6. 事故が発生した場合

活動中に万一事故が起きた場合、団体等の代表者は、**すみやかに市民参加推進課に連絡し、20日以内**に市民活動補償事故報告書(様式第2号)を提出してください。

賠償事故の場合

①物損事故の場合、「損害の程度がわかる状況写真」を撮影してください。

○損害を被った物の全体を撮影すること。

○損害箇所を部分的に拡大して撮影すること。

○角度を変えて複数枚撮影すること。

○自動車は登録番号(ナンバープレート)が入るように撮影すること。

②事故発生後、すみやかに市民参加推進課へ事故報告をしてください。



II 市からの補助金

地域自治振興交付金(=行政事務協力への交付金)

1. 目的

行政事務の連絡に協力する自治会(町会・町内会)に対し、交付金を交付することで市民と市の協働による住みよい豊かな地域社会の形成および地域自治の振興を図ること。

2. ご協力いただく事業

市からお願いする広報の配布をはじめとする事業は、**自治会の加入・未加入にかかわらず自治会区域内の全世帯を対象**としてください。

① 広報に関すること	・市が依頼する配布物の配布、回覧、掲示物の掲示 など
② 広聴に関すること	・市が依頼する各種調査の実施 ・地域の市に対する要望、苦情等の連絡 など
③ 地域の取りまとめ	・市が依頼する人材等の推薦 ・催事や説明会等の調整 など
④ 地域環境衛生	・環境保全、環境衛生の推進、啓発 ・ごみ減量、分別収集の推進 ・地区内の美化作業、排水路等の清掃作業 ・ごみ集積所の設置、管理 など

3. 交付金の額

均等割

70,000円

世帯割

1,100円×**区域世帯数**
(3月1日現在住民登録された世帯)

4. 申請方法

(1) 交付申請書、(2) 事業計画書(両面)、(3) 請求書 を提出。

※申請用紙は、4月末頃送付予定です。 [吉川自治会補助金](#) [検索](#)

5. 実績報告

当該年度終了後に、(1) 実績報告書、(2) 事業報告書 を提出。

※報告書類は、自治会説明会にてお配りします。 [吉川自治会補助金](#) [検索](#)

自治会活動補助金(=自治会活動振興への補助金)

1. 目的

地域住民の相互理解と融和を図るとともに、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興を図ること。

2. 対象となる事業

事業の種類	事業内容・対象経費(例)
① 福祉事業	・ 高齢者のつどい・記念品贈呈など (経費例) 弁当、飲み物、お菓子、記念品など
② 環境事業	・ 地区美化活動・緑化推進活動など (経費例) 手袋、ごみ袋・種苗、肥料、プランター、用具など
③ 文化事業	・ 伝統事業・祭礼事業・出前講座、研修会など (経費例) 会場借用料、講師謝礼金など
④ レクリエーション事業	・ 親睦旅行・夏(秋)まつり・もちつき大会・スポーツ大会など (経費例) 借上料、テントや音響機器などの備品、 ビンゴや抽選会の賞品、食材、しおり等の印刷など
⑤ その他事業	・ 防犯事業・防災事業・交通安全事業など
⑥ 助成事業	・ 老人会、子ども会、PTA、母子愛育会、青年会など

※対象とならない経費(事業)

- ・ 他機関から補助や助成を受けているもの
- ・ 神社・寺院の経費・募金 (例) 赤い羽根共同募金、日本赤十字社募金等
- ・ 事務的な集会等の費用 (例) 役員会、総会、新年会等
- ・ 他の報酬を受ける団体への助成金(消防団等) ・ 役員手当 など

3. 補助金の額

[補助額] 補助対象経費の2分の1 (100円単位)

[限度額] 500円×会員世帯数 (前年度の末日現在、会費を負担している会員の世帯数)

4. 申請方法

(1) 交付申請書、(2) 事業計画書、(3) 請求書、(4) 総会資料を添えて提出します。

※申請用紙は、4月末頃送付予定です。 [吉川自治会補助金](#) [検索](#)

5. 実績報告

当該年度終了後に、(1) 実績報告書、(2) 事業報告書、(3) 事業報告書の②を提出します。

※報告書類は、自治会説明会にてお配りします。 [吉川自治会補助金](#) [検索](#)

集会施設補修等事業補助金（＝集会所の修繕や、掲示板の補助金）

1. 目的

地域における自治連帯意識の高揚や、地域文化の発展と福祉の向上を図ること。

2. 対象

自治会（町会・町内会）が管理運営している集会所及び附帯構築物の補修

以下の条件にすべてあてはまるもの

- 事業費が20万円以上であること（コミュニティ掲示板は除く）
- 1つの集会所が過去2年間にこの補助金を受けて工事を行っていないこと（コミュニティ掲示板は除く）
- まだ工事をおこなっていないもの

①集会所	屋根、基礎、外壁、内壁、柱、建具、天井、床、畳
②施設に附帯する設備	電気設備、ガス給湯設備、給排水設備、浄化槽設備、下水道接続設備、エアコン設備、バリアフリー設備
③コミュニティ掲示板	コミュニティ掲示板の修理、新設

3. 助成額

事業費の2分の1（限度額：100万円）

※助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

4. 要望提出

令和7年度分の要望×切

令和6年**12月20日（金）**まで（**期限厳守**）

提出物： 要望書 見積書 現況写真（2～3枚）

※要望書は、市民参加推進課でお渡しし、補修工事は、令和7年度の実施となります。

※財政状況によって希望に沿えない場合があります。

参考情報・実施状況（順不同）

R5実施 川野自治会、中町町会、中野2区町会、川富自治会、半割自治会、関新田自治会、榎戸自治会、木売町会、前新田自治会、道庭自治会、中曽根自治会、後新田自治会（中村下新堀自治会、中野尻町内会、屋形前自治会、保1区東自治会）

R6実施予定 三輪組自治会、下内川自治会、中野尻町内会、保3区自治会、新家自治会、吉屋自治会、平方新田自治会、八子新田自治会、本吉川1区自治会、中島自治会、土場自治会、飯島自治会、（木売新田自治会、下町町内会、高富町会）

※括弧書きの自治会はコミュニティ掲示板工事のため、連続申請が可能。

コミュニティ助成（宝くじ助成）事業補助金（＝備品整備・コミュニティセンター建築等の補助金）

※（一財）自治総合センターの事業のため、必ず採択されるものではありません。

1. 助成事業内容の種類・申請

助成事業名	概要	事業費・限度額	要望受付
①一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動の促進につながる備品整備	100万円 ～250万円	令和6年5月24日（金）まで。
②コミュニティセンター一助成事業	コミュニティセンターの建築・大規模修繕	～1,500万円	県への事前相談が必要 なため、市民参加推進課へご相談ください。

2. 一般コミュニティ助成事業の申請のながれ

5月 一般コミュニティ助成事業要望書提出

- ・関係書類を添付のうえ、期限までに提出。

6月 抽選会の開催

- ・要望書提出団体の代表者による抽選で優先順位を決定

9月下旬頃 申請書提出

- ・申請書提出

翌年4月頃 交付決定→施工

- ・市からの交付決定通知後、施工開始

<参考>一般コミュニティ助成事業の実施状況

<令和6年度実施分申請中自治会> 道庭自治会、中新田自治会、前新田自治会、中町町会

<待機自治会(順不同)> 木売新田自治会、中組自治会

コミュニティ活動推進事業補助金（＝集会所建設の補助金）

※埼玉県補助も受けて実施する事業です。必ず採択されるものではありません。

1. 対象事業

地域の一体感の醸成や共通課題解決のために、地域団体が実施するコミュニティ活動の拠点となる施設（集会所等）の整備事業

2. 補助金額

事業費の3分の2（限度額：1,000万円）

※助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て。

3. 申請のながれ＜参考＞

4月以降～11月まで

・市との協議。

12月末

・事前要望のための必要書類提出 ※採択を可否するものではありません。

翌年4～7月初頭

・県の交付決定を受け、市への交付申請

翌年7月中旬

・市より交付決定 ※交付決定の通知前に着工は出来ません。

翌年11月下旬

・進捗状況報告

工事終了後

・実績報告書提出（3月末まで）

4. 備考

当該助成金を利用する集会所建設については、埼玉県の補助金も受けて行うものであり、様々な要件を満たす必要があり、また必要書類作成にも時間を要します。

当該助成金を活用しようとして検討されている自治会につきましては、なるべく早い段階でご相談いただきますようお願いいたします。

その他 自治会支援

■資源回収奨励補助金

環境課 ☎ 9 8 2 - 9 6 9 6

- ・新聞紙、雑誌、段ボール、衣類(下着・靴下類を除く) 4 円/kg
- ・紙パック、雑紙 6 円/kg

■地域美化活動支援

環境課 ☎ 9 8 2 - 9 6 9 6

清掃用具の配布、貸し出し、清掃活動後のごみ回収

[配布] 麻袋、麻ひも、ビニール袋

[貸出] ふた上げ器、角スコップ、バール

※ふた上げ器は、道路公園課でも貸出せます。

※軍手は市内一斉美化の時のみ配布しております。

■自主防災組織助成金

危機管理課 ☎ 9 8 2 - 9 4 7 1

①設置助成 設置時のみ

[補助額] 設立時の世帯数に応じて防災資機材購入費を助成(50,000～120,000 円)

②資機材購入助成 限度額まで

[補助額] 資機材購入費用の2分の1 (100 円未満切り捨て)

[限度額] 組織割 100,000 円+世帯割 (設立時の世帯数×800 円)

※設立から10年経過し、かつ、前回助成金分を使用済みの組織については再申請可。

再申請の場合は、上記の組織割の金額と世帯割の金額は異なります。

③活動助成(防災訓練等) 年1回

[補助額] 実施時の世帯数に応じて(4,500～11,000 円)

■児童広場等管理報償金

道路公園課 ☎ 9 8 2 - 9 9 0 1

児童広場、公園内及び周辺の除草、清掃、見回りに対し助成

■緑化推進事業

道路公園課 ☎ 9 8 2 - 9 9 0 1

公園や緑地などを利用して行う奉仕活動における立木等の購入および維持管理等にかかる費用の一部を助成。

[補助率] 2分の1以内

[限度額] 30,000 円

※ただし「立木等の購入費及び植栽費」に係る補助率については10分の10となる。

Ⅲ 市役所

担当課・業務

自治会運営

内容	担当	電話
自治会運営についての相談ごと	市民参加推進課>市民参画担当	982-9685
広報の配布等について	政策室>広聴広報担当	982-5112
地域美化・市内一斉清掃	環境課>資源化推進係	982-9696
減災訓練・防犯パトロール	危機管理課	982-9471
道路里親制度	道路公園課>工務係	982-9814

組織・委員

自主防災組織	危機管理課>危機管理担当	982-9471
わがまち防犯隊	>交通安全係	940-1072
資源推進委員会	環境課>資源化推進係	982-9696
民生委員・児童委員	地域福祉課>地域福祉係	982-9548
長寿会	長寿支援課>高齢福祉係	982-5118

備品が必要なとき

回覧板	市民参加推進課>市民参画担当	982-9685
ペットボトル回収ネット（ごみ集積所）	環境課>資源化推進係	982-9696
ゴミ袋・軍手（清掃活動）	//	//
麻袋（清掃活動）	環境課>環境保全係	982-9698
夜光チョッキ・帽子・合図灯・のぼり旗	危機管理課>交通安全係	940-1072

イベント

公園の使用許可	道路公園課>公園緑地係	982-9901
住民基本台帳閲覧の減免申請 （敬老の日イベント等）	市民参加推進課>市民参画担当	982-9685
出前講座・人材バンク	生涯学習課>生涯学習係	984-3563
市民体育祭	スポーツ推進課	982-6800
なまりん貸出	商工課>商工観光係	982-9697
なまらん体操	長寿支援課>高齢福祉係	982-5118

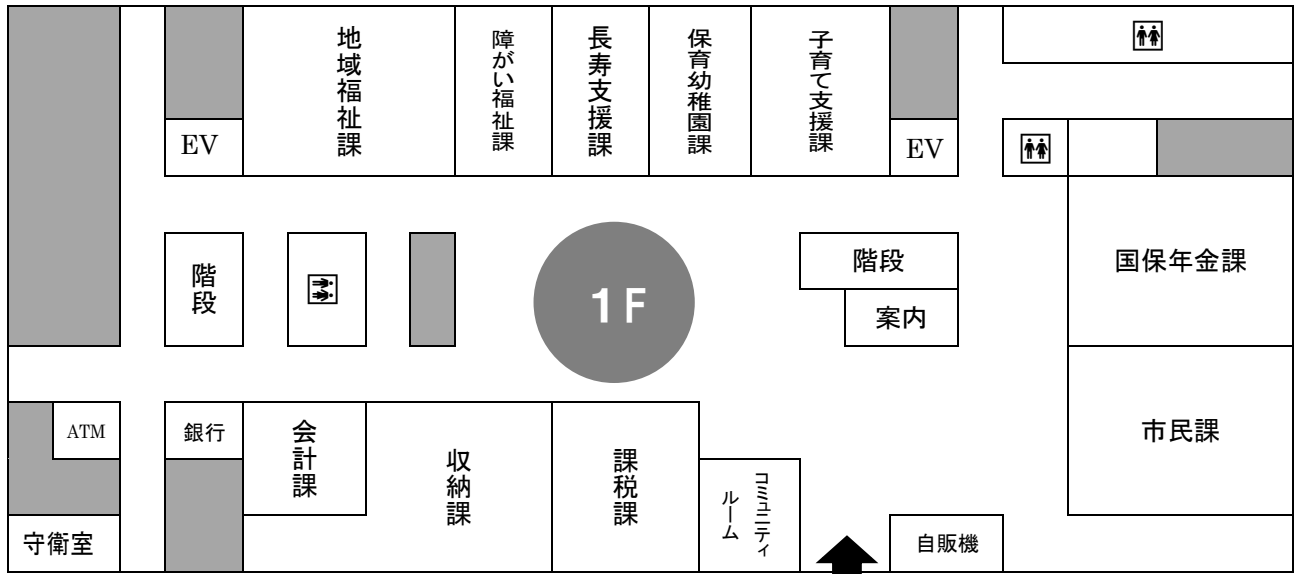
くらし

内容	担当	電話
街灯の球切れ	危機管理課>交通安全係	940-1072
道路の補修・カーブミラーについて	道路公園課>工務係	982-9814
ごみ集積所	環境課>資源化推進係	982-9696
ごみ収集カレンダー	〃	〃
農業用水路	農政課>農業土木係	982-9483

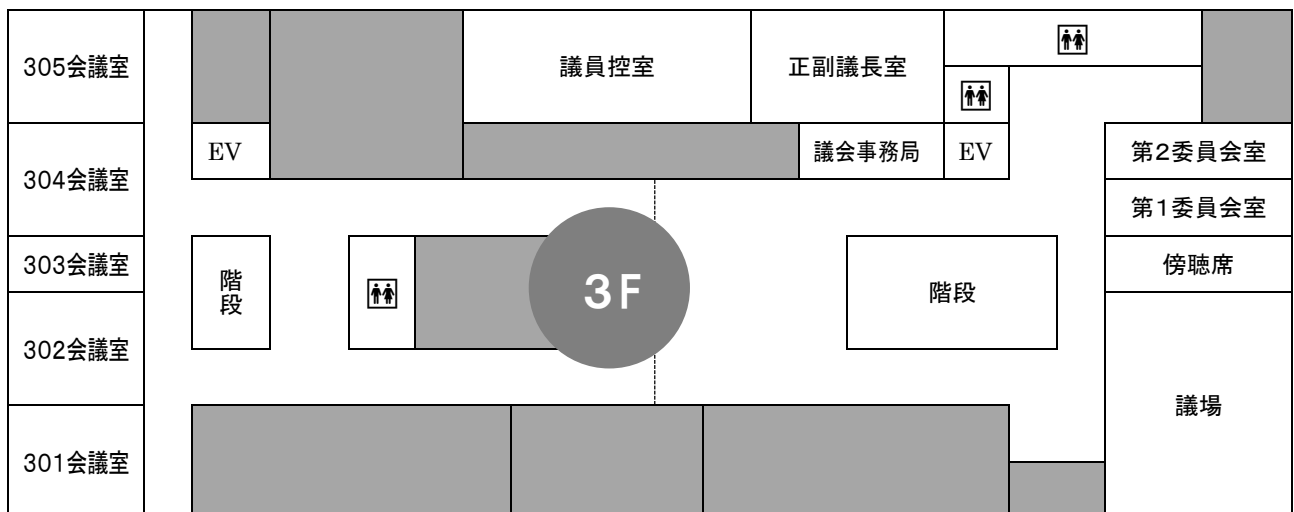
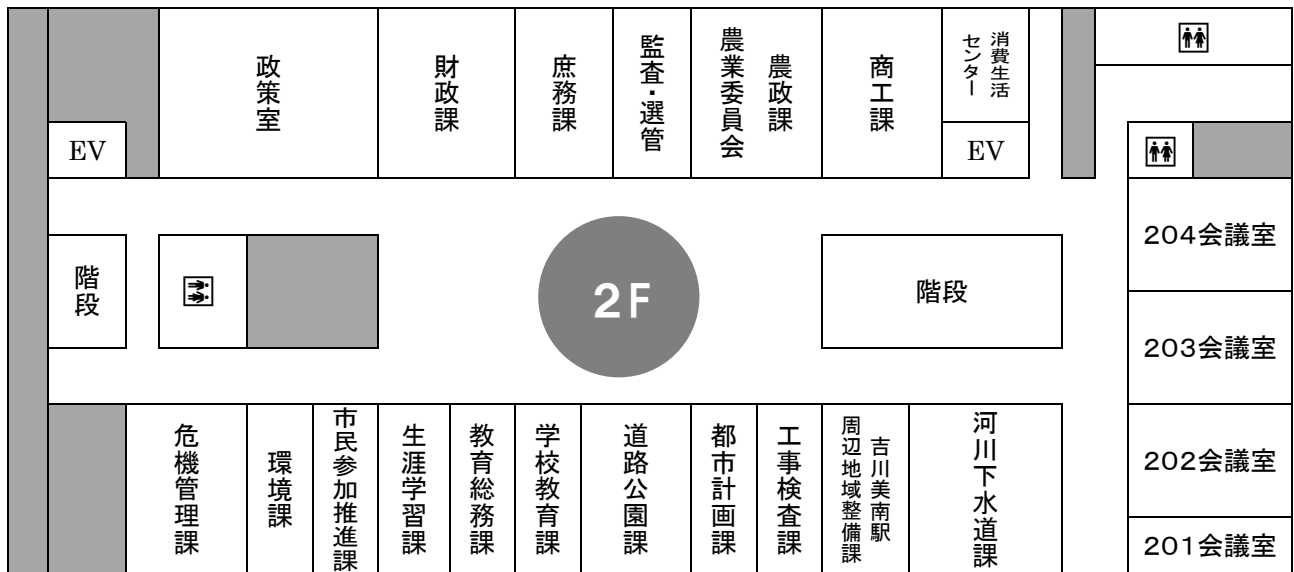
その他

選挙について	選挙管理委員会	982-9572
犬のふんの看板がほしいとき	環境課>環境保全係	982-9698
放射線測定器の貸し出しについて	〃	〃
簡易耐震診断してほしいとき	都市計画課>建築指導係	982-9885
集会所の固定資産税(免税手続き)	課税課>土地係・家屋係	982-5115
大量に印刷したいとき	①おあしす	984-1888
	②中央公民館	981-1231
	③総合体育館	982-6800
法律に係る相談(弁護士) ※要予約	庶務課>人権・相談担当	982-9458

本庁舎 ※健康増進課は「保健センター1階」です。



正面入口



IV 自治会の法人化

認可地縁団体制度

地縁による団体（自治会・町内会）が、地域の自主性及び自立性を高め、地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村へ申請することにより法人格を取得する制度です。

令和3年度の地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、認可を受けることが可能となりました。

認可申請

1. 認可の要件

- 今現在、自治会活動を行っていること。
- 自治会の区域が、明らかであること。
- その区域に住所を有するすべての個人は、すべて構成員となることができ、その相当数（過半数以上）が現に会員であること。
- 所定の要件を満たした規約を定めていること。

2. 認可の申請手続き

具体的な手続き方法等は、市民参加推進課へお問い合わせください。

認可後の変更届

認可地縁団体の「代表者」及び「規約」、「区域」等に変更が生じた場合には、変更に関する届出が必要となります。

変更予定がある場合には、必ず、**総会前**に市民参加推進課までご相談ください。（総会後に変更漏れが発覚した場合には、改めて総会で承認いただく必要があります。）

令和6年度 市全体スケジュール（予定）

月	市関係（予定日）	自治連合会関係
令和6 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治会説明会（3月5日） ◆中学校卒業式（3月15日） ◆小学校卒業式（3月25日） ★R5 地域自治振興交付金、自治会活動補助金実績報告（3月31日） 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校・中学校入学式（4月8日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区連合会総会（4月中下旬）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織連絡協議会総会【危機管理課】 ◆災害時避難行動要支援者名簿配布【危機管理課】 ◆市内一斉美化活動（5月下旬）【環境課】 ★R6 地域自治振興交付金、自治会活動補助金申請（5月下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市自治連合会総会（5月中下旬）
6月	<p><u>6月議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ★地域自治振興交付金、自治会活動補助金交付予定月 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆八坂祭り（7月中旬）【商工課】 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ◆戦没者追悼式（8月3日）【市民参加推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ●市自治連合会研修会（開催日等未定）
9月	<p><u>9月議会</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会の傍聴
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民体育祭（スポーツの日の前日）【スポーツ推進課】 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ◆第9回吉川市減災プロジェクト in 北谷小学校【危機管理課】 ◆市民まつり（11月17日） 	
12月	<p><u>12月議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ★R6 集会施設補修等事業補助金申請（12月20日） 	
1月		
2月		
3月	<p><u>3月議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自治会説明会（3月上旬） ★R5 地域自治振興交付金、自治会活動補助金実績報告（3月末） 	

※上記スケジュールは変更となる場合があります。

吉川市 市民参加推進課

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目 1 番地

電話 048-982-9685(直通)

FAX 048-981-5392

E-mail shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

